

令和 7 年度第 1 回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 4 月 1 0 日

場所 東北町北総合運動公園
2 階 会議室

令和7年度第1回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和7年4月10日(木) 午後3時00分

3. 閉会日時 令和7年4月10日(木) 午後3時43分

4. 出席農業委員(13名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	沼尾京子	4番	浅井弘志
5番	蛭沢清子	6番	小野寺正八
7番	鶴ヶ崎勝也	8番	中野一男
9番	蛭名修二	10番	蛭名勲
14番	藤井久	13番	甲地武彦
15番	沼尾幸一		

5. 欠席農業委員(2名)

11番	久保田正一	12番	甲地俊隆
-----	-------	-----	------

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

旭町	蛭名香織	表町	山田昭二
漆玉	岡山伴樹		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

小川原	市川裕美	土橋	土井文隆
-----	------	----	------

8. 会議に付した案件

報告第 1 号	農業委員会事務局職員の異動について
報告第 2 号	農地の転用事実に関する照会について
報告第 3 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用の許可に係る意見について
議案第 3 号	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

9. 議事録署名委員

2 番 竹 内 勝 子 3 番 沼 尾 京 子

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 甲 地 徳 彦 次長 沢 居 由香子

11. 書記

事務局次長 沢 居 由香子

—— 開会 午後 3 時 0 0 分 ——

- 事務局員 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
 ご起立願います。
 「こんにちは」着席願います。
 只今から、3月28日に招集通知しました第1回東北町農業委員会総会を開催いたします。
 本総会の出席委員は、13名で定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。
 なお、農地利用最適化推進委員2名の出席があります。
 本日、11番 久保田 正一 委員、12番 甲地 俊隆 委員より、会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。
 それでは、会長よりご挨拶をお願いします。
- 会 長 (会長挨拶省略)
- 事務局員 ありがとうございました。
 それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。
- 会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。
- 議 長 これより、本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
 総会の提出案件は、報告4件、議案3件であります。
 充分なるご審議をお願いします。
 それでは、議事に入ります。
- 議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
 お諮りします。
 議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。
 (異議なし)の声あり
 異議なしと認めます。
 したがって、議長において指名することに決定しました。
 議事録署名者には、2番 竹内勝子 委員、8番 沼尾京子 委員を指名いたします。

- 議 長 なお、書記には、沢居次長を任命いたします。
 日程第2 会期の決定について、議題とします。
 総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
 （異議なし）の声あり
- 議 長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。
- 議 長 日程第3 報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について議題とします。
 事務局より、説明をお願いします。
- 事務局長 1 ページをお開きください。
 報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について、別紙1 ページのとおり報告します。
 令和7年4月1日付け異動職員について、新任者に社会教育スポーツ課から甲地徳彦と福祉課から沢居由香子が、異動となり配属となりました。
 次に前任者の竹内恒幸前局長が、退職となり再任用で町民課へ異動となり、乙供信博副参事が、社会教育スポーツ課へ異動となりました。
 以上、報告いたします。
- 議 長 日程第4 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について議題といたします。
 事務局より朗読及び説明を願います。
- 事務局長 2 ページをお開きください。
 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。
 なお、現地確認は4月3日、農業委員の竹内 勝子委員及び藤井久委員と事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。
 3 ページをお開きください。
 受付番号1・2番の2件について説明いたします。
 （受付番号1・2番、2件、朗読説明省略）
 以上、2件です。

議 長 只今、事務局より報告第2号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり”
質疑なしと認め、報告第2号は原案のとおり報告済みといたします。

日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による
届出書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 4ページをお開きください。
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受
理について、別紙のとおり届出書を受理したので報告するもので
す。
5ページをお願いします。
受付番号1から8番、8件について説明いたします。
(受付番号1から8番、8件、朗読説明省略)
以上、8件です。

議 長 只今、事務局より報告第3号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり”
質疑なしと認め、報告第3号は原案のとおり報告済みといたしま
す。

議 長 日程第6 報告第4号 農地法第18条6項の規定による通知
書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 8ページをお開きください。
報告第4号 農地法第18条6項の規定による通知書の受理に
ついて、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したの
で報告するものです。
9ページをお開きください。
受付番号1・2番、2件について説明いたします。
(受付番号1・2番、2件、朗読説明省略)
以上、2件であります。

議長 只今、事務局より報告第４号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、報告第４号は、原案のとおり報告済みといたします。

日程第７ 議案第１号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 １０ページをお開きください。
議案第１号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり所有権移転３件、賃貸借設定３件の許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。
１１ページをお開き下さい。
所有権移転３件、受付番号１～３番の３件について説明いたします。
(受付番号１から３番、３件、議案朗読説明省略)
１２ページをお開き下さい。
賃貸借設定３件、受付番号１～３番の３件について説明いたします。
(受付番号１から３番、３件、議案朗読説明省略)

議長 只今、事務局より議案第１号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、議案第１号は、原案のとおり許可することに決定しました。

日程第８ 議案第２号 農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 １４ページをお開きください。
議案第２号 農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第１５条第１項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するた

めの意見を求めるもので、賃貸借設定2件について現地調査が行われております。

15ページをお開きください。

受付番号1番について説明いたします。

(受付番号1番、議案朗読説明省略)

以上、賃貸借設定1件であります。

議長

只今、事務局より議案第2号の朗読及び説明がありました。

これには、現地調査が行われていますので(藤井 久)委員より現地調査の報告をお願いします。

藤井委員

議案第2号の現地調査の報告をいたします。

15ページから18ページの農地法第5条転用の賃貸借権の設定について、4月3日に竹内勝子委員および事務局と現地へ出向き、申請人立会いのもと、現地調査を実施しました。

申請地は、東北町役場分庁舎から東南東へ約8キロメートルの距離にあり、鶴ヶ崎集落と蓼内久保集落との中間に位置し、湖岸道路が、付近を通っている地域です。

現況においては、境界が明確であり、また砂利の採取計画の施行にあたっては、隣接地の崩壊などを防止するため掘削区域までの一定の距離を隔てた保安距離を設けると共に防護柵等を設置し、採取時に発生する汚濁水については、掘削池に貯め浄化し、適度な日数の間滞留させ、適切な水質の水を法定外水路に排出する措置を講じているため、周辺に被害を及ぼす影響はないと判断されます。

また、環境関係に関しては、上北地域県民局地域整備部が定期的に巡回及び指導等を実施しています。

さらには、事業完了後、速やかに農地へ復元する誓約がなされていることから、許可相当と判断して参りました。

次に19ページから21ページの農地法第5条転用の賃貸借権の設定について、申請借受人である代理人が、立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。

藤井委員

申請地は、東北町役場分庁舎から北へ約13キロメートルの距離にあり、周囲には、山林及び120ヘクタールの農地を中心とした一団の農地が存している地域となっております。

転用の目的は、風力発電設備建設工事用仮設道路で一時転用の計画となっております。

工事完了後は、農地として原状回復することを確認しており、また現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響は、

無いとみられるため許可相当と判断して参りました。

議 長

ご苦労様でした。

只今、藤井 久委員より、現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め議案第2号は、原案のとおり許可することに決定し許可相当として、県知事に意見を送付致します。

日程第9 議案第3号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について、議題とします。

7番、鶴ヶ崎勝也委員には、東北町農業委員会規則第17条議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いします。

(7番、鶴ヶ崎勝也 委員 退席)

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長

22ページをお開きください。

議案第3号 東北町農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農業委員会の承認を求めるものであります。

23ページをお開きください。

使用貸借の設定3件について説明いたします。

(使用貸借の設定3件 議案朗読説明省略)

以上、使用貸借の設定の3件であります。”

議 長

只今、事務局より議案第3号の朗読及び説明がありました。

ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

7番、鶴ヶ崎勝也 委員の入場をお願いします。

(7番、鶴ヶ崎勝也 委員 着席)

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

第1回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後 3時43分)

